

保安第502号
平成30年10月11日

各警察署長 殿

保安課長

デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフを設置して客に遊技をさせる営業の取扱いについて

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（平成30年10月11日付け保安第501号。以下「基準」という。）により、運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備については、営業者により、当該遊技設備が本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないために必要な措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとされた。

同基準に基づくデジタルダーツ（ダーツゲームのうち矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示される遊技設備をいう。以下同じ。）又はシミュレーションゴルフ（防球ネット等で区画された区画内の打席から、ゴルフコースの映像が投影された大型スクリーンに向かって、実際にゴルフクラブでボールを打撃することにより、センサーで感知した情報がコンピュータで処理され、スクリーン上に結果としての飛球方向の軌跡やボールの位置、飛距離、スコア等が表示されるもので、合計打数・ホール毎の打数等の結果を競う対戦モードや練習モード等の機能を有するものがある遊技設備をいう。以下同じ。）を設置して客に遊技をさせる営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第5号に係る取扱いについては下記のとおりであることから、適正な許可事務に配慮されたい。

記

1 設置環境等による許可の要否

デジタルダーツについては、プロ選手による競技が長期にわたり行われており、シミュレーションゴルフについては、ゴルフの練習の用に供されているなど、運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる。そこで、従業員が目視又は防犯カメラの設置により、当該営業所に設置されている全てのデジタルダーツ及びシミュレーションゴルフの遊技状況を確認することができ、また、当該営業所に法第2条第1項第5号に規定する営業の許可を要する遊技設備（以下「対象遊技設備」という。）が他に設置されていない場合（デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフ以外の対象遊技設備が設置されている場合であって、当該対象遊技

設備設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して当該対象遊技設備が客の遊技の用に供される部分が占める割合が10パーセントを超えない場合を含む。)には、当該デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフについては、営業者により、本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないために必要な措置が適切に講じられていると認められるものとして、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。

なお、営業者により、上記の措置が講じられないものについては、従前どおり、規制の対象となる。

2 報告

上記の扱いについて、何らかの支障が生じた場合や、デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフ以外の対象遊技設備について上記の扱いの対象となると考えられるものを把握した場合には、保安課宛て報告されたい。

担当 保安課 営業係